

## 平成28年度農地中間管理事業関連事業の変更内容について

### 1 機構集積協力金

#### (1)事業概要

担い手の農地利用の増加に資するよう、①まとまった農地を貸し付けた地域、②農地を貸し付け、担い手への農地集積・集約化に協力する農地の出し手に対し、協力金を交付する。

#### (2)変更点

##### ◎対象農地

H27まで	機構に貸し付けた農地
H28～	機構に貸し付けた農地の内「新規集積農地」

※「新規集積農地」とは、機構へ貸付する農地が少なくとも過去1年間担い手農家が耕作していない農地を言う。

##### ◎交付単価

	地域集積協力金	経営転換協力金	耕作者集積協力金
	地域タイプ	個人タイプ	
H27まで	2.0万円/10a～ 3.6万円/10a	30万円/戸～ 70万円/戸	1.0万円/10a
	※津波被災地市町村 上記金額に4千円上乘		
H28～	国からの交付額から 個人タイプを配分した 残額により年末に単価 決定（いくら貰えるか 分からない）	3.0万円/10a (上限有り)	1.0万円/10a
	※津波被災地市町村 上記金額は無し		

### 2 農地耕作条件改善事業

#### (1)事業概要

農地中間管理事業の重点実施区域において、農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るための計画策定や基盤整備、営農定着に必要な取組を支援する。

#### (2)変更点（主な工種のみ抜粋）

##### ◎定額助成単価

	田（畑）の区画拡大	暗渠排水
H28まで 当初予算	10万円/10a	15万円/10a
H28補正 予算～	畦畔撤去のみ：3万円/10a	トレンチ工法：10万円/10a
		掘削同時埋設工法：7.5万円/10a
※工種毎に細分化され単価設定		

## H27年度機構集積協力金の交付基準の概要

### 機構への農地の出し手等に対する支援(機構集積協力金)

#### 地域集積協力金

##### 地域への支援

#### ① 交付対象者

市町村内の「地域」<sup>(注1)</sup>

#### ② 交付要件

「地域」内の農地の一定割合以上が機構に貸し付けられていること。

#### ③ 交付単価

2割超5割以下 2.0万円/10a

5割超8割以下 2.8万円/10a

8割超 3.6万円/10a

※上記はH27年度までの特別単価(=基本単価の2倍)

H28・29年度は基本単価の1.5倍

H30年度は基本単価

※津波被災市町は上記金額に4千円上乗せ。

※担い手への新たな集積面積の増加等に応じて、予算の範囲内で交付地区を限定する場合があります。

#### 経営転換協力金

##### 出し手への支援

#### ① 交付対象者

「農業部門を削減する農業者」

「リタイアする農業者」

「農地の相続人」

#### ② 交付要件

・機構に全ての自作地、又は削減する部門の自作地を10年以上貸し付ける。

・交付決定後10年間は、削減部門の経営(リタイアの場合は農業経営)を目的とした農地の新たな利用権や所有権の取得をしない。

(新規に集落営農組織と特定農作業委託契約を10年以上締結した場合も対象)

#### ③ 交付単価

0.5ha以下 30万円/戸

0.5ha超2ha以下

50万円/戸

2ha超 70万円/戸

#### 耕作者集積協力金

##### 出し手等への支援

#### ① 交付対象農地

・機構が所有権又は中間管理権を有する農地  
・受け手リストに掲載された者の経営農地

に隣接する農地

・2筆以上連担化している一連の農作業の継続に支障が生じない農地

※10年以上の機構への貸付必要

#### ② 交付対象者

・対象農地を所有し、自作している農業者

・利用権に基づき耕作している農業者

#### ③ 交付単価

H26,27年度 2万円/10a

H28,29年度 1万円/10a

H30年度 5千円/10a

注1:「地域」とは、同一市町村で、全域が同一の人・農地プランのエリアに含まれている農業集落、大字、学区区など外縁が明確な区域。

※ 交付要件を満たさなくなった場合は、交付された金額の返還を求められることがあります。

## 平成28年度宮城県機構集積協力金交付基準の概要

国の制度変更により、宮城県機構集積協力金の交付単価等が変わります。

機構への貸付に伴い農業経営を  
リタイア等する農業経営体へ

### ① 経営転換協力金

**3万円 / 10a (※1)**

(※1) 受取額上限は1戸当たり70万円。  
ただし、対象農地が2ha以下の場合は50万円

機構への貸付農地が、担い手  
の面的集約化につながった場  
合、農地所有者等へ

### ② 耕作者集積協力金

**1万円 / 10a**

以上の協力金は機構への貸付面積のうち、**新規集積農地面積  
(裏面参照) を対象**に交付します(同年度に①と②の両方申  
請することはできません)。

人・農地プランの作成エリア内の「地域」でまとまって農地を機構に  
貸付した「地域」へ

### ③ 地域集積協力金

**交付単価は年末に決定 (※2)**

(※2) 国からの交付額が確定し、経営転換協力金、耕作者集積協力  
金を配分した後、単価を算出します。

- ・新規集積農地面積の交付単価は、新規集積農地面積以外の交付単価  
よりも高く設定します。
- ・地域内の農地面積の2割超が機構に貸付され、かつ、1筆以上が新規  
集積農地であることが必要です(※3)

この協力金は、要件を満たす地域における機構への貸付面積  
の全てを対象に交付します。

平成28年7月

宮城県農林水産部農業振興課・宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)

## 『新規集積農地面積』とは

機構へ貸付する農地が、少なくとも過去1年間、以下の者が耕作<sup>(注)</sup>していない農地である。

- ・ 認定農業者
- ・ 認定新規就農者
- ・ 基本構想水準到達者
- ・ 集落営農経営

(注) 耕作には特定農作業受委託も含まれます。

はい

当該農地が、機構から以下の者に転貸された。

- ・ 認定農業者
- ・ 認定新規就農者
- ・ 基本構想水準到達者

はい

**この場合は『新規集積農地面積』  
(担い手に新たに集積される農地) となります。**

※「新規集積農地面積」には、上記のほかに国の特認となるものもあります。また、耕作者が認定農業者等に該当しているかなど、詳しくは、お住まいの市町村役場にお問い合わせください。

### 今回の制度変更について

- ・ 平成28年度から、国から県に配分される機構集積協力金が、「機構を活用し担い手へ新たに集積される農地面積を増やすこと」を重視するものになりました。
- ・ そのため、県でも「担い手へ新たに集積される農地面積を増やすこと」を重視した交付単価や交付要件等を新たに設定して、機構集積協力金を交付していくことになりました。
- ・ また、地域集積協力金については、要件を満たした地域(※3)にまんべんなく交付したいという考えから、年末に国から県に配分される金額に応じて交付単価を決定する方針です。

平成 28年 7月

宮城県農林水産部農業振興課・宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)

# 農地耕作条件改善事業（拡充）

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、**農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進**するとともに、**高収益作物への転換を推進することが重要**。
- このため、**多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進めるとともに**、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、**計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせ一括支援**。

## 1. 事業内容

### 《地域内農地集積型》最大5年（ハードは最大3年）

#### ○定額助成

- ・ 区画拡大：10万円/10a
- ・ 暗渠排水：15万円/10a
- ・ 用水路の更新整備：10万円/10m
- ・ 1地区あたり上限300万円（年基準額）の条件改善促進支援（調査・調整、先進的省力化技術導入支援等）等



畦畔除去



暗渠排水



先進的省力化技術導入

#### ○定率助成

- ・ 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農地造成、農用地の保全
- ・ ICTによる水管理や防草対策等の維持管理の省力化支援
- ・ 土壌改良等の高品質作物の導入に関する支援
- ・ 営農飲雑用水等の営農環境の整備に関する支援
- ・ 地形図作成等の条件改善促進支援



自動給水栓



カバープランツ・小段



土層改良

### 《高収益作物転換型》①②③で最大5年（ハードは最大3年）

#### ① 高収益作物転換プラン作成支援（最大2年）

##### ○定額助成（\*）

- ・ プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握、効果的な輪作体系の検討、販売先に係る調査等



現場での講習・研修会

#### ② 農地耕作条件改善（最大5年（ハードは最大3年））

##### 《地域内農地集積型》と同様



高収益作物の導入（タマネギの収穫）

#### ③ 高収益作物導入支援（最大5年）

##### ○定額助成（\*）

- ・ 技術習得方法の検討と実践、技術者の育成、試験販売等の経営展開の支援、現場での研修会開催等

##### ○定率助成

- ・ 実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援、農業機械リース等



検討会の様子

\* プランの作成や技術習得等に必要な経費を「高収益作物転換推進費」とし、1地区あたり上限300万円～500万円（年基準額）を支援

#### 【高収益作物転換型の実施要件】

- 農業者15者以上（土地所有者含む）が取り組むこと
- ハード整備と併せ行うこと
- 作付面積のうち1/4以上を稲作等から新たに高収益作物に転換すること

## 2. 実施要件

- 農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域、本事業の実施により重点実施区域に指定されることが確実に見込まれる区域（これらを受益とする施設も対象）
- 総事業費200万円以上 ○ 受益者数2者以上 ○ 農地中間管理機構との連携概要の策定

## 3. 実施主体

- ・ 農地中間管理機構
- ・ 都道府県、市町村
- ・ 土地改良区、農業協同組合、農業法人等



これなら  
思い通りの  
農業が  
できるわ！

◆ 定 額 助 成 単 価 ( 農 業 基 盤 整 備 促 進 事 業、農 地 耕 作 条 件 改 善 事 業 )

事業概要	現場条件	表土扱いの有無	水路変更の有無	見直後の定額助成単価		現行の定額助成単価	
				【下段:集約化加算】	【下段:集約化加算】	【下段:集約化加算】	
1	田(畑)の区画拡大	高低差が10cm超の場合	有	無	12万5千円/10a 【15万円/10a】	10万5千円/10a 【12万5千円/10a】	10万円/10a 【12万円/10a】
				有	25万円/10a 【30万円/10a】	19万5千円/10a 【23万円/10a】	20万円/10a 【24万円/10a】
		高低差が10cm以下の場合	有	無	10万5千円/10a 【12万5千円/10a】	8万5千円/10a 【10万円/10a】	-
				有	23万円/10a 【27万5千円/10a】	17万5千円/10a 【21万円/10a】	-
		無 (簡易整備)	無	5万5千円/10a 【6万5千円/10a】	4万円/10a 【4万5千円/10a】	-	
			有	17万5千円/10a 【21万円/10a】	13万円/10a 【15万5千円/10a】	-	
畦畔除去のみ	無	無	3万円/100m 【3万5千円/100m】	3万円/100m 【3万5千円/100m】	-		
2	暗渠排水 (φ50~60)	バックホウ工法	有	15万円/10a 【18万円/10a】	11万5千円/10a 【13万5千円/10a】	15万円/10a 【18万円/10a】	
			無	14万5千円/10a 【17万円/10a】	10万5千円/10a 【12万5千円/10a】	-	
		トレンチ工法	無	10万円/10a 【12万円/10a】	8万5千円/10a 【10万円/10a】	-	
		掘削同時埋設工法	無	7万5千円/10a 【9万円/10a】	5万5千円/10a 【6万5千円/10a】	-	
	上記の補正	管径の補正 (すべてφ65以上)	-	-	+1万5千円/10a	-	-
		地下かんがいの導入	-	-	+2万5千円/10a	-	-
		裏施設計 (外注のみ)	-	-	+1万5千円/10a	-	-
3	湧水処理 (φ50~60)	有	15万円/100m 【18万円/100m】	11万円/100m 【13万円/100m】	15万円/100m 【18万円/100m】		
		無	14万円/100m 【16万5千円/100m】	10万円/100m 【12万円/100m】	-		
	上記の補正	管径補正 (すべてφ65以上)	-	-	+1万5千円/100m	-	-
4	末端畑地 かんがい施設	散水設備 (普通畑)	-	-	15万5千円/10a 【18万5千円/10a】	11万円/10a 【13万円/10a】	20万円/10a 【24万円/10a】
		散水設備 (樹園地)	-	-	24万5千円/10a 【29万円/10a】	17万5千円/10a 【21万円/10a】	30万円/10a 【36万円/10a】
		給水栓設置のみ	-	-	1万5千円/1箇所 【1万5千円/1箇所】	1万円/1箇所 【1万円/1箇所】	-
	上記の補正	ほ場までの配管	-	-	+5万円/10m	+4万円/10m	-
	客土	-	-	-	11万5千円/10a 【13万5千円/10a】	6万5千円/10a 【7万5千円/10a】	10万円/10a 【12万円/10a】
	除礫	-	-	-	20万円/10a 【24万円/10a】	14万5千円/10a 【17万円/10a】	20万円/10a 【24万円/10a】
5	用水路の更新	-	-	-	9万5千円/10m 【11万円/10m】	6万円/10m 【7万円/10m】	10万円/10m 【12万円/10m】
	排水路の更新	-	-	-	14万5千円/10m 【17万円/10m】	8万5千円/10m 【10万円/10m】	15万円/10m 【18万円/10m】
	農作業道	-	-	-	9万5千円/10m 【11万円/10m】	6万円/10m 【7万円/10m】	10万円/10m 【12万円/10m】

※耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減算します。

ア 田(畑)の区画拡大にあつては、受益面積10アール当たり2万円(畦畔除去のみの場合は、施工延長100メートル当たり1万円)を減算

イ 暗渠排水(φ50~60)にあつては、受益面積10アール当たり1万5千円を減算

ウ 湧水処理(φ50~60)にあつては、施工延長100メートル当たり1万円を減算

※5は農業基盤整備促進事業は対象外。

※注意：掘削同時埋設工法(トレンチ工法)・・・公社施工可能な工法である。(公社加筆)